

第1 審査会の結論

徳島県知事が、本件公文書を非公開としたことは、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年6月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事に対し、「阿南市〇〇河川敷地846㎡に関する県と業者と協議した書類（平成26年12月以後～現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、本件請求に対して「徳島県情報公開条例第8条第4号に該当するため。（当該公文書は河川管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）」を理由とする公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月4日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は本来あるべき公開資料を隠す行為は、県は妥当であると回答するのはおかしいので全部出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件処分の理由

は、おおむね次のとおりである。

本件請求において、審査請求人が公開を求めている文書は「阿南市〇〇河川敷地 8 4 6 m²に関する県と業者と協議した書類」である。審査請求人は〇〇を請求しているが、請求内容から〇〇と特定した。〇〇については、当該地番の所有者は特定の個人であり、河川敷地であるが民有地である。当該地における業者の関与はなく、個人がソーラーパネルを設置していたため、個人と読み替えた。当該地番の書類については実施機関と特定の個人との境界確認の書類が該当し、他に関係する書類はなかったため境界確認書類（以下「本件公文書」という。）と特定した。

本件公文書は、特定の個人から境界立会の依頼があり、平成 27 年 4 月 7 日に境界立会を行ったときのものである。実施機関と特定の個人との境界については平行線に終わっており、その後境界立会は行われていないことから、対象文書はこの他には存在しない。記載されている内容は、実施機関及び特定の個人の主張である。

実施機関が特定の個人と協議した書類である本件公文書については存在しているが、その内容は境界に関してお互い主張したやり取りのみであり、公開することにより、河川管理における争訟に係る事務について、公正公平な判断をする際に支障を及ぼすおそれがある。

本件公文書は、土地境界立会が不調となっている事案に関する文書である。これまでも境界立会の相手方弁護士から土地境界等の協議要請があったが、実施機関の主張は、過去の境界確定資料や国土交通省の用地買収資料を根拠とし一貫しているため、相手方の主張とは一致しない状態である。現在も協議を継続中であり、相手方の意向により訴訟になる蓋然性は高い。

本件公文書として特定されている文書は周辺の土地の境界についても記載しているものであるため、公開することで周辺の土地所有者にも影響が及ぶことが想定される。また、これらの文書は境界立会の相手方へ説明のために提示しているものの、提供までは行っていない文書が含まれている。これらが公開されることになった場合には、境界立会の相手方が取得・検討する可能性があり、訴訟となったとき、実施機関が不利となることが予想される。

このことから、本件公文書は、これを公することにより河川管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 8 条第 4 号に該当すると判断し、条例第 12 条第 2 項により、非公開決定を行ったものである。

第 5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和 5 年 7 月 4 日	諮問
令和 6 年 4 月 24 日	審議

第2部会（第10回）	
同 年 5 月 2 7 日 第2部会（第11回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同 年 7 月 2 2 日 第2部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、特定の地番を指定して、境界確認について協議した記録文書の公開を求めるものであり、特定の地番を指定していることから、不動産登記簿により、当該土地の所有者が判明するため、当該土地の所有者が個人である場合には、結果として当該土地の所有者という特定の個人に関する情報の公開請求を行っているものと認められる。そのような請求に対しては、公文書の存否を答えることで実施機関と個人との間で協議を行っていることが明らかになる。

本件で特定の地番を指定された土地は、個人の所有地とのことである。

実施機関は弁明書及び口頭理由説明において、本件公文書の非公開情報該当性について主張しているが、当審査会においては、条例第11条の規定による存否応答拒否をすべきであったか否かを判断するため、同条該当性について以下検討する。

2 条例第11条の該当性について

(1) 条例第11条について

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。具体例としては、特定個人の病歴に関する情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する公開請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

(2) 条例第8条第1号について

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

3 本件公文書について

本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する土地について個人と実施機関が協議を行ったか否かの情報を明らかにするものであることから、条例第8条第1号本文に該当する情報であると認められる。

以上のことから、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第8条第1号の個人情報を開示することと同様の結果となることから、本来は、条例第11条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで存否応答拒否による非公開決定を行うべきであったと解される。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件処分において、本件公文書が存在することが明らかとなっており、本件処分を取り消して、改めて存否応答拒否を行う意味はないことから、結論において妥当であると判断するが、本件処分を行う時点で実施機関は慎重な判断をすべきであり、今後条例の適切な運用に努めるべきである。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	